

令和9年度通園事業（児童発達支援）利用児童募集要項

本事業は、児童発達支援という児童福祉法に基づく障害福祉サービスの一つであり、専門的支援を必要とする3歳～5歳児を対象とした通園療育です。

児童の特性に応じた個別療育プログラムを提供し、遊びを通して、コミュニケーション・社会性等の社会的能力、認知能力、運動・活動能力の育ちを支援します。また、日々の療育の中で、一人ひとりに応じた生活習慣の確立を目指します。

1 募集対象

- (1) 調布市在住の令和3年4月2日から令和6年4月1日までに生まれた児童
- (2) 発達に遅れやかたよりがあり、障害者手帳(身体障害者手帳、愛の手帳、又は精神障害者保健福祉手帳)を所持、もしくは療育が必要であると医師又は専門職(作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理士等)が判断した児童

2 募集人数

15名程度

ただし、保育園と併せて利用する児童については、募集人数15名のうち若干名の募集。

3 必要書類

- (1) 調布市子ども発達センター通園事業利用申込書
- (2) 次のいずれかの写し
 - ・障害者手帳
 - ・医師の診断書又は専門職が記載した意見書等
 - ・児童福祉通所受給者証

4 日程

- (1) 説明会 令和8年8月12日(水)
- (2) 広報掲載 市報10月5日号及び調布市ホームページ
- (3) 申込期間 令和8年11月2日(火)～11月20日(金)
- (4) 面接期間 令和8年11月9日(月)～11月27日(金)
- (5) 結果通知 令和8年12月下旬予定(文書で通知)

5 「児童福祉通所受給者証」について

本事業の利用に際しては「児童福祉通所受給者証」が必要となります。お持ちでない場合は、利用開始前に障害福祉課で手続きをしていただきます。

6 利用者負担(利用料)

就学前障害児の発達支援の無償化対象事業ですが、給食費や行事・創作活動等にかかる費用は、自己負担となります。

7 その他

本事業は、基本的に児童の単独通園ですが、常時医療的管理が必要な児童は、保護者

と一緒に通所していただく場合があります。

保育園と併せて利用を希望される場合は、事前に相談事業担当までお問い合わせください。